

米子市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 7 年 3 月改訂

米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会

1 プログラムの目的

通学路の交通安全の確保については、従来から学校、地域、道路管理者等により取り組んでまいりましたが、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では、関係機関で構成する「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」を設置、平成26年度には「米子市通学路交通安全プログラム」を策定し、以降も継続して通学路の安全対策を推進してまいりました。

今後も、道路事情等の通学路をとりまく環境の変化に対応しながら、児童生徒が安全に通学できるよう各関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。

《本プログラム策定までの経緯》

平成24年	4月	京都府亀岡市他、全国で登下校中の児童生徒死傷事故が相次いで発生
	5月	3省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）連携により「通学路における緊急合同点検実施要領」を策定 全国へむけ通学路の緊急合同点検実施要請
	8-9月	本市にて合同点検実施 ※各道路管理者、米子警察署、学校関係者
	10月	「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」設置 ※各道路管理者、米子警察署、小中学校長会、市の交通安全担当、市教育委員会にて構成
平成25年	12月	3省庁（文部科学省、国土交通省、警察庁）連携により「通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」を通知 全国へむけ通学路安全プログラム策定依頼
平成26年	8月	「米子市通学路交通安全プログラム」策定 ※以降随時見直し

2 推進体制

本市では、上記のとおり、通学路の交通安全対策に係る推進体制として「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」を設置し、当該連絡協議会を本プログラムの推進組織とします。

また、事務局については、米子市兼米子市日吉津村中学校組合教育委員会事務局こども支援課に置くものとします。

※「米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会」の構成

国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局計画調査課
鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課
鳥取県米子警察署交通第一課
米子市小学校長会
米子市中学校長会
米子市総合政策部地域振興課
米子市都市整備部道路整備課
米子市兼米子市日吉津村中学校組合教育委員会事務局こども支援課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

危険箇所については、関係機関の連携による合同点検を行い、対策の検討・実施、対策効果の把握による改善・充実に努めるものとします。

(2) 合同点検

危険箇所として学校等から新たに報告のあった箇所に加えて、過年度に報告を受け対策を講じた箇所のうち、生活環境や時間帯、天候等の変化を含む観点から再度対策が必要と思われる箇所について、連絡協議会で点検箇所の選定を行い、関係機関による合同点検を実施します。

協議会で選定した点検箇所に限らず、学校等から報告のあった危険箇所に対し、随時関係機関で合同点検を実施します。

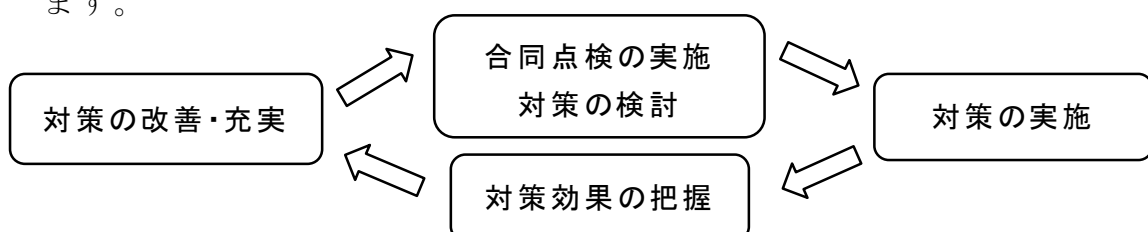
(3) 対策の検討・実施

合同点検の結果、対策が必要とされた箇所については、歩道の確保、防護柵など安全施設整備などのハード対策や、交通規制、交通安全教育などのソフト対策など、箇所ごとに具体的な安全対策を検討のうえ実施します。

(4) 対策効果の把握と対策の改善・充実

対策を実施した箇所については、児童・生徒が実際に安全になったと感じているかなど、学校現場における効果把握を行うものとします。

また、対策の効果を見ながら、必要に応じて対策の改善・充実を図ります。



4 通学路安全対策状況の公表

通学路の安全対策の推進状況については、適宜、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、米子市のホームページにて公表します。